

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年 8 月29日
【会社名】	ルネサスエレクトロニクス株式会社
【英訳名】	Renesas Electronics Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長兼CEO 吳 文精
【本店の所在の場所】	東京都江東区豊洲三丁目 2 番24号
【電話番号】	03(6773)3000(代表)
【事務連絡者氏名】	法務第一部長 橋口 幸武
【最寄りの連絡場所】	東京都江東区豊洲三丁目 2 番24号
【電話番号】	03(6773)3000(代表)
【事務連絡者氏名】	法務第一部長 橋口 幸武
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券

【届出の対象とした募集金額】

その他の者に対する割当

2017年度新株予約権第5号 14,641,800円

2017年度新株予約権第6号 0円

発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額

2017年度新株予約権第5号 14,655,600円

2017年度新株予約権第6号 84,200円

(注) 1. 本募集は、平成29年8月29日実施の当社取締役会決議に基づき、ストックオプションを目的として、新株予約権を発行するものであります。

2. 募集金額は、新株予約権がストックオプションとしての目的で発行されることから、2017年度新株予約権第5号については、14,641,800円とし、2017年度新株予約権第6号については、金銭による払込みを要しないため、0円とします。また、2017年度新株予約権第5号に係る募集金額並びに2017年度新株予約権第5号及び2017年度新株予約権第6号に係る発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は、本有価証券届出書提出時の見込額(平成29年8月28日時点の東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準とします。)です。

3. 新株予約権の行使期間内に新株予約権の行使が行われない場合、新株予約権の割当てを受けた者がその権利を喪失した場合、及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。

4. 本募集金額は1億円未満ではありますが、企業内容等の開示に関する内閣府令第2条第4項第2号の金額通算規定により、本届出を行うものであります。

【安定操作に関する事項】

該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行新株予約権証券(2017年度新株予約権第5号)】

(1) 【募集の条件】

発行数	138個(新株予約権1個当たりの目的となる株式数は100株) (注) 上記発行数は上限の発行数を示したものであり、申込数等により割り当てる新株予約権の数が減少することがあります。
発行価額の総額	14,641,800円 (注) 上記金額は、本有価証券届出書提出時の見込額(平成29年8月28日時点の東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準とします。)です。
発行価格	<p>発行価格は、二項モデルにより以下の基礎数値に基づき算出した1株当たりのオプション価格に付与株式数を乗じた金額とします。 但し、二項モデルによる算定方法は以下の通りです。</p> <p>割当日から権利行使終了日までの期間 T を間隔 Δt で等分割したとき、時点 (i,j) におけるオプション価値 $C_{i,j}$ は、株価変動性 σ、無リスクの利率 r、配当利回り q を用いて</p> $C_{i,j} = e^{-rt} (pC_{i+1,j+1} + (1-p)C_{i+1,j}) \dots (1)$ $p = \frac{e^{(r-q)\Delta t} - d}{u - d}$ $u = e^{\sigma\sqrt{\Delta t}}$ $d = e^{-\sigma\sqrt{\Delta t}}$ <p>と表すことができる。</p> <p>また、権利行使終了日時点におけるオプション価値は、株価 S、行使価格 X を用いて、</p> $C_{N,j} = \max(S \cdot u^j \cdot d^{N-j} - X, 0) \quad j=0,1,2,\dots,N$ <p>となる。ここで、$N = \frac{T}{\Delta t}$ である。この権利行使終了時点のオプション価値 $C_{N,j}$ を(1)式を用いて、$i=N$ から $i=0$ まで逐次的に解くと、割当日時点 $(0,0)$ におけるオプション価値 $C_{0,0}$ が得られ、これが1株当たりのオプション価値となる。</p> <p>さらに、期中の行使が可能である期間には、(1)式の代わりに次式を用いることで、早期行使を考慮して1株当たりのオプション価値を求めることができる。</p> $C_{i,j} = \max(S \cdot u^j \cdot d^{ij} - X, e^{-rt} (pC_{i+1,j+1} + (1-p)C_{i+1,j})) \dots (2)$ <p>本件においては、割当日から権利確定日までの期間 τ については、(1)式、権利行使開始日から権利行使終了日までの期間 $(T-\tau)$ については、(2)式を用いて1株当たりのオプション価値 $C_{0,0}$ を算定した。</p> <p>1株当たりのオプション価格 $(0,0)$ オプションの発行日の株価 (S) : 2017年9月14日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(終値がない場合は、翌取引日の基準値段) オプションの行使価格 (X) : 1円 割当日から権利確定日までの期間 (τ) : 2.6年 割当日から権利行使終了日までのオプション期間 (T) : 5年 株価変動性 (σ) : オプションの発行日からオプション期間分遡った期間の各週の最終取引日における当社普通株式の普通取引の終値に基づき算出した変動率 無リスクの利率 (r) : 残存期間がオプション期間に対応する国債の割当日における利回り 配当利回り (q) : 1株あたりの配当金(2016年12月期の配当実績) ÷ オプションの発行日の株価</p>

申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	平成29年9月14日
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	ルネサスエレクトロニクス株式会社 人事・総務統括部 (東京都江東区豊洲三丁目2番24号)
割当日	平成29年9月14日
払込期日	平成29年9月14日
払込取扱場所	該当事項はありません。

- (注) 1. 2017年度新株予約権第5号新株予約権証券(以下、「1 新規発行新株予約権証券(2017年度新株予約権第5号)」において「本新株予約権」といいます。)は、平成29年8月29日実施の当社取締役会決議に基づき発行するものであります。
2. 本新株予約権の引受けの申込みは、申込期間内に申込取扱場所に所定の申込書を提出することにより行うものとします。
3. 本新株予約権の募集は、ストックオプション付与の目的をもって行うものであります。
4. 本新株予約権の募集は、以下の従業員に対して行うものであります。対象となる者の人数及び割当新株予約権数は、以下のとおりであります。なお、下記対象となる者の人数は本有価証券届出書提出時の予定人数であり増減することがあります。また、下記割当新株予約権数は上限の発行数を示したものであり、申込数等により減少することがあります。なお、本新株予約権の払込金額の払込債務は、割当てを受ける者が当社に対して有する金銭債権と相殺されます。

対象者	人数	割当新株予約権数
当社の完全孫会社の完全孫会社(当社の直接の子会社を一番目として、6番目の完全子会社)の従業員	2名	138個
対象者合計	2名	138個

(2) 【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	ルネサスエレクトロニクス株式会社 普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何ら制限のない当社における標準となる株式である。 なお、単元株式数は100株である。
新株予約権の目的となる株式の数	新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は100株とする。(なお、本新株予約権全体の目的である株式の総数は13,800株が当初の上限となる。) 但し、新株予約権の割当日後に、当社が普通株式につき、株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合には、新株予約権のうち、当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、次の算式により付与株式数の調整を行う。 $\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割又は株式併合の比率}$ また、上記のほか、割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができるものとする。 なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。
新株予約権の行使時の払込金額	各新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	14,655,600円 (注) 下記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間内に新株予約権の行使が行われない場合、新株予約権の割当てを受けた者がその権利を喪失した場合、及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は減少する。 なお、上記金額は、平成29年8月28日現在の東京証券取引所における当社普通株式の終値を基礎として算出された見込額である。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株当たりの発行価格は、新株予約権の発行価額の総額に、行使請求に係る新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額を加えた額を、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に記載の新株予約権の目的である株式の総数で除した額とする。 2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。 (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
新株予約権の行使期間	平成29年9月15日(日本時間)から平成39年9月14日(日本時間)までとする。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	1. 新株予約権の行使請求の受付場所 ルネサスエレクトロニクス株式会社 人事・総務統括部(又はその時々における当該業務担当部署)又は当社が別途指定した者 東京都江東区豊洲三丁目2番24号 2. 新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項はありません。 3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 三井住友信託銀行株式会社 本店営業部(又はその時々における当該銀行の承継銀行若しくは当該本支店の承継本支店)

新株予約権の行使の条件	<p>(1) 新株予約権者は、割当日の翌日から平成30年4月3日(日本時間)までの間は、新株予約権を行使することができない。</p> <p>(2) 新株予約権者は、新株予約権の行使時においても、当社又は当社の子会社の取締役、執行役、監査役、執行役員又は使用人の地位(以下「権利行使資格」という。)にあることを要する。</p> <p>(3) 上記(1)及び(2)の規定にかかわらず、新株予約権者は、権利行使資格を喪失した場合(死亡による場合を除く。)、権利行使資格を喪失した日の翌日から13ヶ月を経過する日までの期間(但し、上記「新株予約権の行使期間」に定める期間中であることを要する。)に限り、新株予約権を行使することができるものとする。</p> <p>(4) 上記(1)及び(2)の規定にかかわらず、新株予約権者が死亡した場合、当該新株予約権者の相続人のうち1名(以下「権利承継者」という。)に限り、新株予約権を承継することができるものとする。この場合において、権利承継者は、当該新株予約権者が死亡した日の翌日から6ヶ月を経過する日までの期間(但し、上記「新株予約権の行使期間」に定める期間中であることを要する。)に限り、一括してのみ新株予約権を行使することができるものとする。なお、権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人は新株予約権をさらに承継することはできない。</p> <p>(5) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することはできないものとする。</p> <p>(6) その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。</p>
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	<p>(1) 以下の から までの議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合)は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、新株予約権の全部を無償で取得することができる。</p> <p>当社が消滅会社となる合併契約承認の議案 当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案 当社が会社法第171条第1項に基づき全部取得条項付種類株式の全部を取得することを承認する議案 当社の発行する全部の株式の内容として、譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案 新株予約権の目的である種類の株式の内容として、譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案 新株予約権の目的である種類の株式についての株式の併合(当該種類の株式に係る単元株式数に株式の併合割合を乗じて得た数に1に満たない端数が生ずるものに限る。)承認の議案 会社法第179条の3第1項の規定に基づく特別支配株主による株式売渡請求承認の議案</p> <p>(2) 新株予約権者が、上記「新株予約権の行使の条件」に記載の定めにより新株予約権を行使することができなくなった場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該新株予約権者が保有する新株予約権を無償で取得することができる。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項はありません。

組織再編成行為に伴う新株予約権の 交付に関する事項	<p>当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当社が分割会社になる場合に限る。)又は株式交換もしくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合には、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。)の直前において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、総称して「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ以下の条件に基づき交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数 新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。 (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。 (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。 (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たりの金額を1円とし、これに上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた金額とする。 (5) 新株予約権を行使することができる期間 上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。 (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。 (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限 新株予約権を譲渡により取得するには、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。 (8) 新株予約権の取得条項 上記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」に準じて決定する。 (9) その他の新株予約権の行使の条件 上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。
------------------------------	---

(注) 1. 本新株予約権の行使請求及び払込みの方法

- (1) 本新株予約権を有する者(以下、「1 新規発行新株予約権証券(2017年度新株予約権第5号)」において「本新株予約権者」といいます。)が本新株予約権を行使する場合、当社所定の新株予約権行使請求書に必要事項を記入し、これに署名した上、必要に応じて当社が別途定める本新株予約権の行使に必要な書類及び会社法その他の関係法令(適用のある日本国以外の法域の法令を含む。以下同じ。)上その時々において要求される書類を添えて、当社又は当社が別途指定した者に提出するものとする。この場合において、本新株予約権者は、当該新株予約権行使請求書のある月の1日(日本時間。以下、本項の日付について同じ。)から同月15日までの間に提出する場合には、その翌月の1日(同日が当社の営業日でない場合は、その直後の当社の営業日)を、当該新株予約権行使請求書のある月の16日から同月末日までの間に提出する場合には、その翌月の16日(同日が当社の営業日でない場合は、その直後の当社の営業日)を、それぞれ本新株予約権を行使する日として指定したものとみなす。
- (2) 本新株予約権者は、本新株予約権の行使に際して、(1)に定める新株予約権行使請求書の提出とともに、上記「新株予約権の行使時の払込金額」に記載の本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額に、行使する本新株予約権の数を乗じた額の全額に相当する金銭(日本円)を、当社の指定する払込取扱銀行に払い込むものとする。
- (3) 本新株予約権者は、(1)に規定する新株予約権行使請求書を当社又は当社が別途指定した者に提出したときは、これを撤回することはできないものとする。

2. 交付する株式数に端数が生じた場合の取扱い
本新株予約権を行使した本新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
3. 本新株予約権証券の発行及び株券の発行
当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券及び行使請求による株券を発行しない。
4. その他
 - (1) 本新株予約権に係る発行要項の規定について読み替え、適用ある法令を遵守するための修正その他の措置が必要になるときは、当社は、法令及び新株予約権の趣旨に従い、本新株予約権に係る発行要項の規定の変更当社が適切と考える方法により、合理的に必要な措置を講ずることができるものとする。
 - (2) 本新株予約権の発行については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
 - (3) 本新株予約権の目的となる株式については、社債、株式等の振替に関する法律の規定が適用される。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

2 【新規発行新株予約権証券(2017年度新株予約権第6号)】

(1) 【募集の条件】

発行数	842個(新株予約権1個当たりの目的となる株式数は100株) (注) 上記発行数は上限の発行数を示したものであり、申込数等により割り当てる新株予約権の数が減少することがあります。
発行価額の総額	0円
発行価格	0円
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	平成29年9月14日
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	ルネサスエレクトロニクス株式会社 人事・総務統括部 (東京都江東区豊洲三丁目2番24号)
割当日	平成29年9月14日
払込期日	該当事項はありません。
払込取扱場所	該当事項はありません。

- (注) 1. 2017年度新株予約権第6号新株予約権証券(以下、「2 新規発行新株予約権証券(2017年度新株予約権第6号)」において「本新株予約権」といいます。)は、平成29年8月29日実施の当社取締役会決議に基づき発行するものであります。
2. 本新株予約権の引受けの申込みは、申込期間内に申込取扱場所に所定の申込書を提出することにより行うものとしします。
 3. 本新株予約権の募集は、ストックオプション付与の目的をもって行うものであります。
 4. 本新株予約権の募集は、以下の従業員に対して行うものであります。対象となる者の人数及び割当新株予約権数は、以下のとおりであります。なお、下記対象となる者の人数は本有価証券届出書提出時の予定人数であり増減することがあります。また、下記割当新株予約権数は上限の発行数を示したものであり、申込数等により減少することがあります。

対象者	人数	割当新株予約権数
当社完全孫会社の従業員	18名	842個
対象者合計	18名	842個

(2) 【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	ルネサスエレクトロニクス株式会社 普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何ら制限のない当社における標準となる株式である。 なお、単元株式数は100株である。
新株予約権の目的となる株式の数	新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は100株とする。(なお、本新株予約権全体の目的である株式の総数は84,200株が当初の上限となる。) 但し、新株予約権の割当日後に、当社が普通株式につき、株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合には、新株予約権のうち、当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、次の算式により付与株式数の調整を行う。 $\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割又は株式併合の比率}$ また、上記のほか、割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができるものとする。 なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。
新株予約権の行使時の払込金額	各新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	84,200円 (注) 下記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間内に新株予約権の行使が行われない場合、新株予約権の割当てを受けた者がその権利を喪失した場合、及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は減少する。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株当たりの発行価格は、新株予約権の発行価額の総額に、行使請求に係る新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額を加えた額を、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に記載の新株予約権の目的である株式の総数で除した額とする。 2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。 (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
新株予約権の行使期間	平成29年9月15日(日本時間)から平成39年9月14日(日本時間)までとする。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	1. 新株予約権の行使請求の受付場所 ルネサスエレクトロニクス株式会社 人事・総務統括部(又はその時々における当該業務担当部署)又は当社が別途指定した者 東京都江東区豊洲三丁目2番24号 2. 新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項はありません。 3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 三井住友信託銀行株式会社 本店営業部(又はその時々における当該銀行の承継銀行若しくは当該本支店の承継本支店)

新株予約権の行使の条件	<p>(1) 新株予約権者は、割当日の翌日から平成30年4月3日(日本時間)までの間は、新株予約権を行使することができない。</p> <p>(2) 新株予約権者は、新株予約権の行使時においても、当社又は当社の子会社の取締役、執行役、監査役、執行役員又は使用人の地位(以下「権利行使資格」という。)にあることを要する。</p> <p>(3) 上記(1)及び(2)の規定にかかわらず、新株予約権者は、権利行使資格を喪失した場合(死亡による場合を除く。)、権利行使資格を喪失した日の翌日から13ヶ月を経過する日までの期間(但し、上記「新株予約権の行使期間」に定める期間中であることを要する。)に限り、新株予約権を行使することができるものとする。</p> <p>(4) 上記(1)及び(2)の規定にかかわらず、新株予約権者が死亡した場合、当該新株予約権者の相続人のうち1名(以下「権利承継者」という。)に限り、新株予約権を承継することができるものとする。この場合において、権利承継者は、当該新株予約権者が死亡した日の翌日から6ヶ月を経過する日までの期間(但し、上記「新株予約権の行使期間」に定める期間中であることを要する。)に限り、一括してのみ新株予約権を行使することができるものとする。なお、権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人は新株予約権をさらに承継することはできない。</p> <p>(5) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することはできないものとする。</p> <p>(6) その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。</p>
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	<p>(1) 以下の から までの議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合)は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、新株予約権の全部を無償で取得することができる。</p> <p>当社が消滅会社となる合併契約承認の議案 当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案 当社が会社法第171条第1項に基づき全部取得条項付種類株式の全部を取得することを承認する議案 当社の発行する全部の株式の内容として、譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案 新株予約権の目的である種類の株式の内容として、譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案 新株予約権の目的である種類の株式についての株式の併合(当該種類の株式に係る単元株式数に株式の併合割合を乗じて得た数に1に満たない端数が生ずるものに限る。)承認の議案 会社法第179条の3第1項の規定に基づく特別支配株主による株式売渡請求承認の議案</p> <p>(2) 新株予約権者が、上記「新株予約権の行使の条件」に記載の定めにより新株予約権を行使することができなくなった場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該新株予約権者が保有する新株予約権を無償で取得することができる。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みにに関する事項	該当事項はありません。

組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当社が分割会社になる場合に限る。)又は株式交換もしくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合には、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。)の直前において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、総称して「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ以下の条件に基づき交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数 新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数それぞれをそれぞれ交付する。 (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。 (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。 (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たりの金額を1円とし、これに上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた金額とする。 (5) 新株予約権を行使することができる期間 上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。 (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。 (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限 新株予約権を譲渡により取得するには、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。 (8) 新株予約権の取得条項 上記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」に準じて決定する。 (9) その他の新株予約権の行使の条件 上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。
--------------------------	---

(注) 1. 本新株予約権の行使請求及び払込みの方法

- (1) 本新株予約権を有する者(以下、「2 新規発行新株予約権証券(2017年度新株予約権第6号)」において「本新株予約権者」といいます。)が本新株予約権を行使する場合、当社所定の新株予約権行使請求書に必要事項を記入し、これに署名した上、必要に応じて当社が別途定める本新株予約権の行使に必要な書類及び会社法その他の関係法令(適用のある日本国以外の法域の法令を含む。以下同じ。)上その時々において要求される書類を添えて、当社又は当社が別途指定した者に提出するものとする。この場合において、本新株予約権者は、当該新株予約権行使請求書のある月の1日(日本時間。以下、本項の日付について同じ。)から同月15日までの間に提出する場合には、その翌月の1日(同日が当社の営業日でない場合は、その直後の当社の営業日)を、当該新株予約権行使請求書のある月の16日から同月末日までの間に提出する場合には、その翌月の16日(同日が当社の営業日でない場合は、その直後の当社の営業日)を、それぞれ本新株予約権を行使する日として指定したものとみなす。
- (2) 本新株予約権者は、本新株予約権の行使に際して、(1)に定める新株予約権行使請求書の提出とともに、上記「新株予約権の行使時の払込金額」に記載の本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額に、行使する本新株予約権の数を乗じた額の全額に相当する金銭(日本円)を、当社の指定する払込取扱銀行に払い込むものとする。
- (3) 本新株予約権者は、(1)に規定する新株予約権行使請求書を当社又は当社が別途指定した者に提出したときは、これを撤回することはできないものとする。

2. 交付する株式数に端数が生じた場合の取扱い
本新株予約権を行使した本新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
3. 本新株予約権証券の発行及び株券の発行
当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券及び行使請求による株券を発行しない。
4. その他
 - (1) 本新株予約権に係る発行要項の規定について読み替え、適用ある法令を遵守するための修正その他の措置が必要になるときは、当社は、法令及び新株予約権の趣旨に従い、本新株予約権に係る発行要項の規定の変更等当社が適切と考える方法により、合理的に必要な措置を講ずることができるものとする。
 - (2) 本新株予約権の発行については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
 - (3) 本新株予約権の目的となる株式については、社債、株式等の振替に関する法律の規定が適用される。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

3 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額	発行諸費用の概算額	差引手取概算額
14,739,800円	540,000円	14,199,800円

- (注) 1. 払込金額の総額は、2017年度新株予約権第5号新株予約権証券及び2017年度新株予約権第6号新株予約権証券(以下「3 新規発行による手取金の使途」において「本新株予約権」と総称します。)の発行価額の総額に本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額であります。なお、上記金額は、平成29年8月28日現在の東京証券取引所における当社普通株式の終値を基礎として算出された見込額であります。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
 3. 上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間内に新株予約権の行使が行われない場合、本新株予約権を有する者がその権利を喪失した場合、及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、払込金額の総額及び差引手取概算額は減少します。

(2) 【手取金の使途】

本新株予約権の募集は、当社及び当社子会社の取締役、執行役員および従業員の、当社グループの業績向上に対する貢献意欲や士気を高めることにより、当社グループの企業価値向上に資することを目的として行うものであり、資金調達を目的としておりません。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付けに関する情報】

第1 【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2 【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3 【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部 【参照情報】

第1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等、金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照してください。

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度第15期(自平成28年4月1日 至平成28年12月31日) 平成29年3月30日関東財務局長に提出

2 【四半期報告書】

(1) 事業年度第16期第1四半期(自平成29年1月1日 至平成29年3月31日) 平成29年5月12日関東財務局長に提出

(2) 事業年度第16期第2四半期(自平成29年4月1日 至平成29年6月30日) 平成29年8月4日関東財務局長に提出

3 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本届出書提出日(平成29年8月29日)までに、以下の臨時報告書を提出

(1) 金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき平成29年4月4日に、関東財務局長に提出

(2) 金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づき平成29年4月26日に、関東財務局長に提出

(3) 金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号の規定に基づき平成29年5月18日に、関東財務局長に提出

(4) 金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づき平成29年6月27日に、関東財務局長に提出

4 【訂正報告書】

(1) 訂正報告書(上記3(3)の臨時報告書の訂正報告書)を平成29年6月12日および同月20日に、それぞれ関東財務局長に提出

第2 【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書(第15期事業年度)並びに事業年度第16期第1及び第2四半期報告書(以下「有価証券報告書等」といいます。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以降、本届出書提出日(平成29年8月29日)までの間に生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、本届出書提出日現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もございません。

第3 【参照書類を縦覧に供している場所】

ルネサスエレクトロニクス株式会社
(東京都江東区豊洲三丁目2番24号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第四部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第五部 【特別情報】

第1 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。